

毎週火・金曜日発行(当日在休日に当たるときは、休日の翌日)



福島県報

目次

○監査公表四件
福島県監査委員

福島県監査委員

三六

監査公表第14号

令和2年3月27日監査公表第8号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和2年6月23日

福島県監査委員	勅使河原 正之
福島県監査委員	佐久間 俊男
福島県監査委員	佐竹 浩
福島県監査委員	菅家 惣一郎

2 財 第 278 号
令和2年4月28日

福島県監査委員	勅使河原 正之
福島県監査委員	佐久間 俊男
福島県監査委員	佐竹 浩
福島県監査委員	菅家 惣一郎

様

福島県知事 内堀 雅雄 団

財政的援助等監査に係る措置状況について（通知）

令和2年3月13日付け元福監第284号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

（別紙）

財政的援助等監査に係る措置状況について

監査対象法人	公益財団法人福島県障がい者スポーツ協会
所管部局	企画調整部
監査実施年月日	令和2年1月24日

指摘事項	措置状況
<p>「指摘事項」</p> <p>消費税の申告・届出の事務手続に適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」</p> <p>平成28年度から消費税課税事業者になっていたにもかかわらず、消費税課税事業者届出及び消費税確定申告を遅延し、滞税及び無申告加算税を支払っている。</p> <p>「是正・改善等の意見」</p> <p>諸税金の届出及び申告に当たっては、関係規程に基づき適正に事務手続を行うこと。</p>	<p>今回の指摘を受け、当該法人に対し、関係規程に従い適正に執行するよう指導してまいります。</p> <p>なお、当該法人が令和元年12月23日付けて、税理士と財務・会計事務関係の助言及び指導に係る業務委託契約を締結し、税理士の助言及び指導を受けながら、適正な事務手続に取り組んでいることを確認しました。</p>

（監査総務課）